

好山好山旅会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条

本会は好山好山旅会（こうざんこうやまたびかい）と称する。

(目的)

第2条

本会は会員が互恵の精神のもとに自然と山を愛し共に楽しむ事を目的とする。

(本部の所在地)

第3条

本会の本部を会長の住所におく。

(事業年度)

第4条

本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

(入会、継続在籍及び退会の手続き)

第5条

本会に入会を希望する者は、入会申込書に所要事項を記入し、会長に申し込む。

2 親会員の二親等迄を家族会員と認め会費として親会員の2分の1を徴収する。

3 会員が継続して在籍しようとするときは、在籍する事業年度の2月28日までに、翌事業年度の年会費を納入しなければならない。

4 会員が退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

5 会員が納入期限までに継続年会費を納入しないときは退会したものとみなす。

ただし、3月末までにこれを納入したときは、継続して在籍する者として取り扱うことがある。

6 会員が休会する場合は1年間に限り認める。この間の会費と再入会の際の入会金を免除する。

(入会金及び年会費)

第6条

入会金及び年会費の額は別に定める。

2 各事業年度の期中に入会する者の年会費の額は、該当事業年度の既経過月数分に相当する額を減額する。

3 既納の入会金及び年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

2 会長、副会長、相談役、山行リーダ、会計、会計監査、庶務、会報編集、参与、Web管理

3 各役員は役員会で決定する。

(会長の選出)

第8条 会長の役は副会長がこれを継承する。

2 副会長が複数名存在するとき及び副会長が空席のときは役員会の合議により選出する。

(会長の任務及び心得)

第9条 会長は本会を代表して会務全般を総理する。

2 会長は会の目的精神を受け継ぎ守る人材の育成に努めるとともに、次代の会長を心の中に用意するよう心掛けなければならない。

3 会長は大局的判断に基づき、自らその進退を決定しなければならない。

(副会長の任務)

第10条 副会長は会長の任務を分任する。

(相談役の任務及び指定)

第11条 相談役は会長の諮問または、要請に応じ次のことを行う。

2 内部運営に関する助言及び助力。

3 解決困難な対外事項に関する調停及び交渉。

4 相談役は会長の経験者が就くものとする。

(参与の指定及び任務)

第12条 参与は役員経験者の中から本人の了解を得て会長が指定する。

2 会の運営に関する助言及び助力をする。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、就任の日から継続して在籍する期間とする。

ただし、辞任の申し出があったときはこの限りではない。

(会長権限を行使する場合の特例)

第14条 会長に事故あるときは、副会長が会長権限を行使する。

(非会員の山行例会への参加)

第15条 本会の非会員は、本会に入会する意思決定のためを除き、本会の山行例会または行事に参加することができない。

(会員の顕彰)

第16条 1月から12月までの山行例会の参加者の中から参加回数の多い順に1位から5位までの会員を顕彰する。

(会員の除名)

第17条 次の各号の一に該当する者は、役員会の合議により会長がこれを除名に処することがある。

1) 本会の規約に違反した者。

2) 本会または本会の会員の名誉を著しく傷つけた者。

3) 本会または本会の会員に多大な迷惑または損害を与えた者。

4) 前各号に準ずる行為のあった者。

(規約の改定)

第18条 この規約を改定するときは、役員会の合議を必要とする。

第2章 総会

(総会の開催の目的及び手続き)

第19条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は、年1回開催する。

第20条 総会は、会長が召集する。

2 総会は、構成員の10分の1以上の出席により成立する。

第21条 総会において山行例会等の行事を決定する。

第22条 会計報告は、定例総会において承認を受けなければならない。

第3章 役員会

(役員会の開催の目的及び手続き)

第23条 役員会は役員をもって構成し、会長が召集する。

第24条 役員会において山行例会等の行事を立案する。

2 山行例会の変更の必要が生じたとき、総会に代わり、これを決定する。

第25条 役員会において会の運営に係る事項を協議し決定する。

第4章 事務局

(事務局の目的及び手続き)

第26条 事務局は役員会で協議・決定する会運営や行事に関する事項の企画立案、役員会・総会の準備を行う。

第27条 事務局は会長、副会長、会計係で基本的に構成し、検討事項に依り関係役員を招集する。

第5章 山行等の例会及び行事

第28条 山行等の例会は役員が山行リーダを担当する。

2 山行等例会の実施にあたっては公共交通機関を利用することを原則とし、アプローチの時間、費用等の効率の見地から自家用車及びレンタカーを使用する場合は、別に定める「車両使用規定」に従うものとする。

3 山行等の例会が終了したときは会長に帰着報告をすることとする。

第 29 条 山行リーダに対する必要経費の補助

2 山行計画を作成し実施するにあたり、現地や参加者との連絡、地図および案内書等の購入、ときには下見山行等の補助として下記金額を支給する。

1) 日帰り山行計画及び実施 1 回につき 2,000 円

2) 宿泊山行計画及び実施 1 回につき 3,000 円

3) 上記計画がなんらかの理由により中止になった場合はそれぞれの半額を支給する。

第 30 条 会務担当に対する年額手当として下記金額を支給する。

会計係 8,000 円

庶務係 7,000 円

Web 管理係 12,000 円

会報編集係 7,000 円

会長 8,000 円

副会長 5,000 円

第六章 その他

(解散)

第 31 条

当会の総会の議決によって解散する。

付 則

- 1 この規約は令和 3 年 9 月 25 日より施行する。
- 2 従前の規約は、この規約の施行と同時に廃止する。
- 3 従前の規約に基づいていた処分、措置並びに会員の申請は、この規約に基づいてしたものとみなす。以上

昭和 56 年 1 月 1 日制定

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 5 月 25 日一部改正

平成 19 年 10 月 21 日一部改正

平成 20 年 9 月 23 日一部改正

平成 22 年 9 月 23 日一部改正

平成 27 年 10 月 1 日一部改正

平成 29 年 9 月 18 日一部改正

平成 30 年 3 月 3 日一部改正

令和 1 年 9 月 23 日一部改正

令和 2 年 9 月 26 日一部改正

令和 3 年 4 月 3 日一部改正

令和 3 年 9 月 25 日一部改正